

新型コロナウイルス 感染症に関する相談は、 以下の電話相談窓口へ



熊野保健所 電話相談窓口

0597-89-6161 (※) (9時00分～21時00分まで)※6/19より番号が変わりました

三重県 電話相談窓口

059-224-2339 (9時00分～21時00分まで)

厚生労働省の新型コロナウイルスに係るコールセンター電話相談窓口

0120-565653 (9時00分～21時00分まで)

帰国者・接触者相談センターの連絡先

施設名 : 熊野保健所(9時00分～21時00分)

電話番号:0597-89-6161(※)

施設名 : 三重県救急医療情報センター(21時00分～9時00分)

電話番号:059-229-1199

・流行地域への渡航歴や感染が明らかな方との
接触歴などがある方が、適切に医療機関を受診できる
よう設置されたものです。

・新型コロナウイルス感染症にかかったかと思った
際に、緊急の場合を除いて、医療機関への受診を、
連絡無く、直接行うことは控えるようにしてください。

次の症状がある方は、下記を目安に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

相談の目安（令和2年5月8日更新されました。）

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。
（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 妊婦の方へ

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

- お子様をお持ちの方へ

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※これまで通り、検査については、医師が個別に判断します。

相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。また、公共交通機関の利用を避けてください。